

滋賀大学経済学部・データサイエンス学部後援会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、滋賀大学経済学部・データサイエンス学部（以下「両学部」という。）後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を彦根市馬場一丁目1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連絡親睦をはかり、両学部の事業を援助し、教育研究目的の達成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大学の教育研究の進展並びに設備の充実を援助するための事業
- (2) 学生の福利厚生を増進するための事業
- (3) 会員相互の親睦をはかるための事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 両学部（大学院を含む。）在学生の保護者
- (2) 賛助会員 両学部（大学院を含む。）の卒業生の保護者であって、本会の趣旨に賛同する者

(会費)

第6条 本会の会費は、正会員金23,000円（学部編入学生及び大学院学生は11,500円）とし、入学の際に納入するものとする。

2 第4条第4号の事業として、図書・体育充実のための特別会計を設けるものとし、正会員は入学の際図書及び体育充実費2,000円（学部編入学生及び大学院学生は1,000円）を納入するものとする。

3 退学又は除籍により本会を退会する場合は、正会員の請求に基づき、所定の金額（別表1）を返還することができる。

第4章 役員

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置き、会の円滑な運営にあたるための役員会を組織する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 5名
- (4) 委員 若干名
- (5) 監事 2名

(役員を選任・任期)

第8条 役員を選出及び任期等は次のとおりとする。

- 2 委員は総会において、会員の中から選出し、その任期は4年とする。
- 3 その他の役員は、委員の中から互選により選出し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を掌理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。
- (3) 委員は重要事項の審議並びに事業の推進に当たる。
- (4) 幹事は庶務及び会計事務を行う。
- (5) 監事は会計の監査に当たる。

(諮問委員)

第10条 本会に諮問委員を若干名置くことができる。

- 2 諮問委員は会長が委嘱する。
- 3 諮問委員は会務に関し、会長の諮問に応える。

第5章 会議

(種別)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第12条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

2 役員会は、役員をもって構成する。

(機能)

第13条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 委員の選任・解任
- (4) その他本会の運営に関する重要事項

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会から付議された重要事項（総会の議決した事項の執行に関すること。）
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の審議を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第14条 通常総会は、毎年入学式当日に開催する。

2 臨時総会・役員会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(議長)

第15条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第16条 会議は、役員会においては役員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第17条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、出席役員過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第18条 役員会については、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名捺印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第19条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産（不動産）
- (2) 会費
- (3) 寄附金
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第20条 本会の財産は会長が管理し、その処分等は役員会の議決により定める。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

1 この規約は、平成7年4月1日から施行し、平成6年8月18日から適用する。

2 昭和24年7月6日制定の滋賀大学経済学部後援会規約は廃止する。

附 則

この規約は、平成11年3月6日から施行し、平成11年2月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年4月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月5日から施行し、文部科学省からのデータサイエンス学部の設置認可を受けた日（平成28年8月26日）から適用する。

附 則

- 1 この規約は、平成29年4月5日から施行する。
- 2 平成29年度以前の年度において入学した者に係る会費（図書及び体育充実費を含む。）の返還額は、改正後の第6条第3項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表1 会費（図書及び体育充実費を含む。）の返還額

区 分	退会する学年別の返還金額				備 考
	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	
学部生	18,750	12,500	6,250	0	
学部編入学生			6,250	0	
大学院博士前期課程生	6,250	0			
大学院博士後期課程生	6,250	0	0		

財産目録

土 地		建 物	
所 在	彦根市後三条町寿	所 在	彦根市後三条町10番地1
地 番	10番1	家屋番号	39番
地 目	宅 地	種 類	居 宅
地 積	86.77㎡	構 造	木造瓦葺2階建
		床面積	1階39.66㎡、2階29.75㎡